

第 251 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 251 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 25 年 3 月 1 日（金）14:08～14:46

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○新宿御苑の維持管理業務（環境省）

2. その他

<出席者>

（委 員）

小林主査、井熊副主査、尾花副主査、佐藤専門委員

（環境省）

自然環境局 総務課 上河原課長、鈴木課長補佐、海老原国民公園専門官
新宿御苑管理事務所 三村所長、白井次長

（事務局）

後藤参事官、古矢参事官

○小林主査 それでは、ただいまから第251回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、環境省の「新宿御苑の維持管理業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、環境省自然環境局上河原総務課長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○上河原課長 環境省自然環境局の総務課長をしております上河原でございます。お世話になります。

「新宿御苑の維持管理業務民間競争入札実施要項（案）」につきましての、パブリックコメントを2月12日～25日までの2週間行いました。これにつきまして、2名の方から計8項目についての御意見をいただいております。

具体的な内容と、それに対する考え方につきましては、新宿御苑管理事務所の三村所長のほうから説明させていただきます。

○三村所長 環境省新宿御苑管理事務所長の三村です。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいま、上河原のほうから申し上げましたパブコメでいただいた8つの意見についての考え方をまず整理差し上げまして、それから、そのパブコメの意見も一部反映した形で変更等をさせていただいています実施要項について、御説明を差し上げたいと思います。よろしくをお願いいたします。

まず最初の御意見ですけれども、新宿御苑の維持管理全体のマネジメントに当たって、業者側のほうから行催事の提案が可能であるかという御意見をいただいております。

この御意見についての考え方でございますが、私どもはこの行催事業は仕様書にも書いてございますとおり、環境省または管理事務所が実施する、あるいは要請する事業について協力を求めていくというお願いをしております。ですので、御提案がありました満足度向上の観点等々からということについては、当面考えておりません。

なお、よく実施要項を読んでもらいますと、改善提案というところの項目はもちろんございますので、事業者さん側のほうから改善提案等々がなされれば、当然その部分についてもお話を伺い、審査させていただくことは当然だと思っております。

それから、実施要項の2ページにあります民間事業者と管理事務所との責任区分について、管理事務所側のほうにある責任区分のくくりのところでございますが、これは本要項に書かれているもの以外のところということでの整理をしておるだけでございますので、これにより何か別な提案をお願いするということも入っておりません。

続きまして、実施要項の11ページにあります「業務の実績及び業務配置者に求める要件」というところで、集客施設、マネジメントに関する現場での常駐の必要性、また、駐車場整理に関するもので無料なのかということについてでございますが、集客施設は管理事務所園内に置いてあります収益施設と同程度のものということを想定しておりますので、その部分を書き込むということ。

マネジメント業務についても、例えば一番中心なのは窓口業務などが一番わかりやすいかと思いますが、現場にいないとできないということにもなりますので、その点についても常駐ということを記入させていただきます。

駐車場につきましては、お客様から料金をいただいて、その料金でさまざまな仕事をするという観点がございますので、要件としては有料の駐車場を管理運営したことがある方にさせていただくこととなりますので、この点についても記入をするということで考えております。

続きまして、実施要項について、入園料の収入というのが民間事業者の収入になるものかどうかといったことについてでございますが、入園料の収入は国庫の歳入であるということでございますので、これも要項に記入するという対応したいと思っております。

それから、入札の実施手続及びスケジュールについて、官報告示から2カ月以上を確保してほしいという意見もいただきました。これは7月1日から業務を開始ということで、私どもの契約は7月1日からでございますので、そのスケジュールを遅らせることはできないと考えておまして、結構ぎりぎりな日程で進めさせていただいています。

今回の意見募集から既に企画の大枠というのは公開されておりますので、事業者さんにおかれては、いろいろな企画の練り込みが始まっているだろうということから、実質上は2カ月以上の期間がとれているだろうということで、このままのスケジュールでさせていただきたいと考えております。

総合評価方式の技術点と価格点の比率の見直しをということでいただきました。これについては、一般的な方法として、技術点と価格点の比率は2対1でさせていただいていると私どもは考えておりますので、このままでと考えております。

再委託の上限または委託に対する割合の上限等があればということですが、要項にも書いてございますが、全部を一括して採択してはならないというものであります。ということで、特段明示的に上限の割合等があるものではないと考えております。

最後に8点目ですけれども、これは別の方からいただきましたが、清掃業務について、除草だけではなくて、雨水排水口のゴミの除去といったものもしっかりやれということで、これにつきましては、清掃業務の個別仕様書の中に建物周辺の側溝、雨水枡等を含むということで清掃の区域を記入するという対応したいと考えております。

この8つの意見に対する回答等々を含めまして、具体的にどういう反映をさせたかということにつきまして、実施要項に沿って説明を差し上げたいと思います。

あわせて、前回の委員会から御指摘があって反映した部分も若干ございますので、その点についても触れながらと考えております。

まず、目次を見ていただきますと、これまで本件事務だとか本事務、本業務、いろいろな表現が錯綜することが時々ありまして、また、完全に直し切れなかったというところもありましたので、今回、対象公共サービスということで用語を全部統一させていただいてございます。その関係で、ページとしてはかなりの数、対象公共サービスということで変

更らせていただいておりますが、ここはよりわかりやすくするためということと、根拠になっている法律等々との整合ということで考えております。

1 ページめくっていただきまして、2 ページ、このちょうど真ん中ぐらいのところに入園料の規定がございます。ここに先ほどのパブコメでいただいた意見を反映しまして「なお、入園料は国庫の歳入となる」と一言、記入させていただいております。

続きまして、4 ページ、ここは委員会でもたびたび収益事業、駐車場事業に関して会計の区分がわかりにくくなるということで御指摘をいただきましたので、上のほうにもあります「③収益事業」及び中段ぐらいにあります「④駐車場事業」の中の、後段で書いていた部分を全部一回削除した上で、下に「(3) 会計区分等」という形で別途書きをさせていただきました。

これにより、委託費で使えるものは維持業務に限ること、収益事業での収益は当然収益業務に使うわけですが、それ以外に事務所との協議を経た上で維持業務、また駐車場業務ということで、駐車場の収益で行われる周辺の清掃等にも使用しても構わないというようなこと。さらに、駐車場業務においては、当然駐車場業務に使う以外に、維持業務で使うことについては妨げないということがわかるように整理させていただいております。

また、5 ページ以降、具体的に5 ページの一番下①マネジメントのところからですが、全体の事業の中で、今後の採点、加点等の際のポイントがわかりにくいという御指摘がございましたので、それぞれの項目の後ろに「特に」ということで書かせていただいております。

具体的には、例えば①マネジメント業務の中の3行目「特に」から書かれている部分が、後段の個別にも同じように書かれていますが、まず表の実施仕様書の中においても、こういう項目については注意が必要ですよということがわかるようにということで、例示として書かせていただいております。

同様に、例えば6 ページの植生管理についても、植生管理の塊の下から3行目「特に」から始まりますが、芝生についてはということで、芝生の病害虫の発生抑制であるということが、一つの重要な加点等になることがわかるようにさせていただいております。

次に7 ページ、これはモニタリングのところと同じように、どんなモニタリングをするのか、どんなことを注意するのかということがわかるようにしたほうがいいということの御指摘がございましたので、ちょうど中段の③のアンケートの具体的な項目のところに、今まで片括弧で「植栽環境」「園内環境の快適性」だけでとめておりましたが、その後ろに括弧で、例えばこういったものは確実に入れてくださいということで、アンケートの項目として明らかにしました。

さらに「また」以降ですけれども、1 週間以内に管理事務所に報告をすること。報告後速やかにホームページ等で公開することということで、その具体的なレスポンスの対応についての、時間なり考え方なりについても指摘をすることとさせていただきます。

続きまして、11ページ、先ほどパブリックコメントで要件についての御指摘があった項目で、集客施設についてはどんなものかということでございますので（新宿御苑内の収益施設と同程度のもの。以下同じ。）ということで、これで大規模公園とはどういうものであるか、集客施設はどのようなものであるかを、両方とも新宿御苑と同程度のものであるということがわかるようにさせていただきました。これは以下同じという扱いをさせていただいています。

それから、1点私どもの完全なチェックミスでございましたが、発券事務の「19年度以降において」のところで、ここだけ「大規模公園及び」のところが抜けてございました。これは至急直したいと思っております。発券事務においても、大規模公園と集客施設、要は新宿御苑と同程度の規模の公園であるとか、収益のいろいろな施設を持っているところで発券等々されたことの経験がある方ということになります。

それから、マネジメントは常駐か否かということがございましたので、マネジメント業務の中の右の欄のところに常駐ということで書かせていただいております。

これについては、個表のほうの17のほうに飛ばさせていただきたいと思えます。ページ数で89ページになります。正確に言いますと87ページからマネジメントが入っておりまして、その後ろのほうの89ページ（8）です。わかりやすくしなければいけないだろうということで、窓口業務をちゃんと頭出しをさせていただきました。管理事務所内の事務室において電話対応等々をきちんとやってください。これが一番常駐の説明としてはわかりやすいことになろうかと思えますので、こういう形で入れさせていただいています。

続きまして、実施要項の12ページ、駐車場業務でございますが、これについても要件として、19年度以降において大規模公園及び集客施設等で有料駐車場の整理に関する業務を実施した実績があることということで、有料という言葉をつけさせていただきました。

おおむね、これが前回委員会でお話をいただいた上で私どもが精査しました上、さらにパブリックコメントを経て皆さんから御意見をいただいたところで、反映すべきところを反映したという形で今回おさめた形でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項（案）につきまして、御意見・御質問をお願いいたします。

○井熊副主査 お疲れさまでございました。

パブコメの5番のスケジュールのところなのですけれども、ここについては、官報公示から提出期限まで1カ月半ぐらいの感じになっているのですが、今回ぐらいの業務だと、ここから落札者の決定まで1カ月もなくてもできるのではないかと経験的には思います。

その意味で、日本の入札制度はできるだけ多くの事業者に入札機会を与えるということの基本理念としておりますので、なるべく公共側で努力をして、下旬を中旬にというのは

大変かもしれませんが、せめて提出期限を下旬というのを5月の初旬にするなどの努力をされたほうがよろしいのではないかなと思います。

この後の記述に関しまして、本業務の概要がわかる意見の募集から2カ月あるという記述ですけれども、ここの記述は余り適切ではないと思います。なぜかと言うと、民間企業というのは、営業で動いている人と実質の提案書類を書く人というのは違っているのが普通で、要するにチャージされている人をどこで動かすかという判断が会社ごとにあるわけです。それはそのプロジェクトが正式化したときから、チャージされた人間が動くというのが普通の会社のルールです。

そういうときに、それがどこでゴールになるかというのは会社ごとの考え方で、一般論としては、正式な官庁の手続がなされた後、チャージされた人間が動くというのが普通です。そう考えると、それが一番コンサバティブなところであるとするならば、それは公示という行為においてそういう時期になるわけです。

そうすると、公共側みずからそういう公式的なノータイスをする前に人を動かせとあたかも言っているような記述になっていまして、それはやはり公共サイドから言うというのは余り適切ではないと思います。

それから、1番のところについて、改善提案という話がありましたが、もしそういうお考えがあるのであれば、ここにそう書いてあげたほうがよろしいのではないかなと思います。

以上です。

○小林主査 今の井熊委員の御意見にいかがでしょうか。

○三村所長 ありがとうございます。

確かなにお書き以降について、私どもの現場で仕事をしている立場からしますと、常日ごろからいろいろな形で業者さんとお付き合いがずっとございまして、私どもは今、現に管理委託を受けておられる業者さん以外の業者さんにもたくさん仕事を発注しているものですから、中も見ていただいていますし、ふだんからいろいろなことが聞こえてきますので、適切ではない表現があったかと思えます。このなお書きのことについては、削除の方向でさせていただくということで考えていきます。

一方で、時間ということでもございますけれども、確かに審査して契約ということの部分においては、さほど時間はかからないかと思えますが、今回、総合評価方式でさせていただいていますので、実際に契約の前に具体的に業務の仕様の確定という作業が入ってまいります。業者さんが具体的に見積もられた金額に基づいた業務の数量の確認等々の作業がありますので、そういった作業をとっていると、実は私どもは結構ぎりぎりなタイミングで今、動いているかなということ考えております。

可能な限り時間を長くするようにということで、御指摘のところは反映させていただきたいかと思えますが、今、この段階でお約束はしづらいかなというのが正直なところでございます。

○小林主査 今の4月下旬という書き方が、非常に曖昧と言いますか幅があるではないですか。そこで下旬と言ってもどこを指しているのかということで、前倒しになってしまうのではないかと、時間がとれるのかとれないのかというところが応募する側としては心配なところだと思うのです。だから、通常だとゴールデンウィーク等がありますので、そういうことを考えて、もうちょっとリジットにと言うか、もうちょっと想定の幅をとった記述ぶりというか、そういうのはできないのでしょうか。

○上河原課長 御指摘を踏まえて、可能な限り検討いたしまして、また御回答させていただきます。ありがとうございます。

○井熊副主査 今、小林先生が言われたので、この下旬とか中旬だと最大50日、最低30日まで差があるわけですね。それは非常に大きな差なわけですから、ここまで来ているのですから、中旬というのは3月15日だったら15日、下旬と言うのだったら4月30日なら30日。そういうコミットできるところはコミットしてあげると、それでも随分違うのではないかなと思います。

○上河原課長 御指摘を踏まえて、内部でよく検討させていただきます。ありがとうございます。

○小林主査 その点はちょっと検討していただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。佐藤専門委員、どうぞ。

○佐藤専門委員 実施要項の5ページのところです。「(5) 委託費の支払い方法」の③のところ。「各年度の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支払済額と」云々あるのですが、先ほどからこの委託業務という言葉の定義をずっと目で追っているのですけれども、見つからなくて、委託費は維持業務に対する対価としてのお支払いということで、委託業務というのは維持業務ではないのでしょうかというところの確認。委託業務をどう定義されているかの確認です。

○三村所長 これは維持業務と、その維持業務の前にありますマネジメント業務の一部が入っております。ここは確かに書きぶりが悪いと思いますので、わかるように括弧書きで入れておきます。失礼しました。

○小林主査 では、それをそのようにお願いいたします。

私のほうから、ちょっと用語の混乱があるかなというのが、パブコメのほうから見て思ったのですけれども、3番目の集客施設というものです。集客施設のところに説明書きを入れていただいたのですが、同じ11ページの表の発券業務のところ、ここでも「集客施設等で発券業務を実施した実績を有すること」と書いてありますよね。ここで言っている集客施設というのは、新宿御苑のことを言っているんじゃないでしょうか。

○三村所長 これは、今回のお仕事に手を挙げられる方々の参加の要件ということでございますので、当然切符を発券するという行為についても、いろいろな施設で発券の仕事をされた方々、事務をされた方々、経験のある方々が来られるかなということを想定しております。

一方で、過大なものをお願いするわけにもいきませんので、そういう意味で以下同じということで全部同じくくりにさせていただいていますが、新宿御苑と同程度の規模のいわゆる大規模公園と言われる公園での事務なり、新宿御苑の中にある収益施設と同程度の施設でのいろいろな接客であるとか、発券、清掃等々をやっていただいたことのある方ということで、全部以下同じということでくくらせていただいております。

○小林主査 そうしますと、大規模公園及び集客施設という書きぶりになるという理解でいいですか。わかりました。用語としては、大規模公園及び大規模公園に付随する収益施設みたいにしたほうがわかりやすいかなとは思ったのですが、及びでAとBと言ったときに、AとBが別々の場所にあるという場合も現実的に考えるとあるではないですか。だから、大規模公園及びそれに付随する収益施設みたいにしたほうがわかりやすいかなとは思ったのです。用語、説明の問題ですけれども、思いました。

○三村所長 私どもが懸念したところは、大規模な公園状況の施設の中で、今、議論をわかりやすくするためにお話を差し上げれば、大体レストランの規模は100人ぐらいの格好になっております。100人ぐらいのお客様が入るスペースのレストランもあわせ持つという形になってしまうのはいかがだろうと。最悪の場合は、運動公園と別のところでお仕事をされている。またJVをされるということであれば、その可能性は当然あり得るだろう。ただ、問題は整合がとれる運営をしていただくと考えてございまして、ここはあえてそういう意味でパラレルな表現にしております。

○小林主査 わかりました。

それともう一つ、駐車場に関するパブコメで、無料駐車場でもよいかと聞いているところですが、これはよく理解されていないところなのかなとも思うのですが、この回答だと、料金を徴収するから有料駐車場ですよと答えているのですが、実際は徴収した料金で何をするか、それで何を賄っているかということのほうが重要なことではないですか。だから、その清掃業務というのを含んで、それをカバーするための駐車料金ということなので、ちょっと回答ぶりを変えていただいたほうがよろしいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○三村所長 今の御指摘は、個別に駐車をされる方から料金をいただくときに、その料金の用途について、例えばどの程度利用者に対して説明、フィードバックをするかということに係ってくるかと。と申しますのは、清掃だとか植生の維持管理業務というのは、上の要件のところ、技術レベルはある程度担保されていると。

駐車場というところで、駐車場の中における技術レベルなり経験を問うとすれば、お客様から料金をいただいて、その結果として、例えばいろいろな案内であるとか、清掃であるとか、中で起こった事故等への対応というところが一番大事なことではなかろうかというのが私どもの考えでございまして、そういう意味で駐車場業務を実施される方の要件としては、少なくとも御自由におとめください、そのかわり何かトラブルがあっても私どもは対応いたしませんという駐車場の管理経験だけではまずかろう。やはり料金をいただい

て、お客さまに対応する、場合によると、お客様からいただくクレームについても対応した経験があるという業者さんが入っていただくのが、この部分は正しかろうということ、要件としては有料駐車場の経験をお願いしたいということでございます。

そのいただいたお浄財をどう使うかということについては、もちろん聞かれればそれは説明していただくことにはなりますが、その部分は要件というよりは、むしろ当然の業務として考えていくのがよからうかと考えております。

○小林主査 このパブコメの意見の意図がそういうことなのですか。

○三村所長 私どもがいただいたときに読ませていただいて、まず最初に思ったのは、いろいろな大規模な公園だとかスポーツ施設みたいなどころですと、例えば公設のもので駐車場については御自由におとめくださいということでやられていて、一般的な清掃だとか、放置車輛等があった場合に処理する、そういう管理をされているところも十分にあるかと私どもは受け取りました。

そういう観点から、この場合は料金徴収施設があつて、お客様から料金をいただくことでの部分が、私どもとしては必要な施設かなと。と言いますのは、御苑の駐車場に関しては、御苑のいわゆる開園時間においてのみ、御苑のお客様への駐車場ということで開放していますので、時間外になると閉めたりいたしますので、そういう意味で、ちゃんとお客様の対応をしていただける経験を問わせていただきたいということでさせていただいています。

○小林主査 わかりましたけれども、ちょっと回答ぶりは不親切かなと。料金を徴収するから、それなりのものが御説明ですかね。回答ぶりがもうちょっと工夫ができると。

○三村所長 わかりました。先ほどの1番のなお書きで改善提案がある場合については、それを受け入れると言うか、それは出していただいて結構だということについても、やはり加えたらいかがかという御指摘も委員からいただいておりますので、今のお話もあわせて、もう少し丁寧になるのかどうかということについて、回答の文面については少しもんでみます。ただ、言わんとしていることは、料金をいただく施設ですので、料金をいただいて管理するという経験をお願いしているということでの要件の記述になっています。しかも、クリアにしてくれということでしたので、有料の駐車場と明示していくということでの対応とさせていただければと思います。

○小林主査 ほかにいかがですか。尾花副主査、どうぞ。

○尾花副主査 パブコメの意見の7について、考え方の回答の方法について意見がございます。

まず、意見の内容としては「再委託の上限額または委託費に対する割合限度額があれば明記して欲しい」という意見で、恐らくこれは実施要項の23ページにおいて、全部を一括再委託はだめです。ただし、一部の再委託は企画書に書いてくださればいいですと書かれ

ていたのを受けて、一部がいいのであれば、幾らですかという質問が来たのだと理解しました。

その理由として、全部を一括して再委託してはいけないから、上限額や割合限度額はないですと答えると、恐らく質問者は一部委託がいいから、その一部の上限は幾らですかと聞いているのに対して、全部の再委託がだめだから上限がないですと答えると、理由として納得がいかないような感じがするので、何か工夫はないでしょうかという点をお伺いしたいと思います。

○三村所長 言わんとしていることは、まさに上限として具体的な数字を持っているわけではない。ただ、全部を一括して出すというのは幾ら何でもあり得ないということではありませぬので、今の御指摘からすると、例えば理由として上限がないからということではなくてということであれば、本要項案に記載してあるとおり、再委託の上限については特段定めていないというお答えの仕方に、今度はばっさりになってしまうかなという気がいたします。むしろそのほうがクリアということであれば、そういう形でもいいかなと今、私は思いました。

○尾花副主査 確認ですが、この全部を一括しての委託はだめですというのは、例えば個別業務のそのものを全部委託してはいけませんという意味でしょうか。それとも、全部というのは本業務全部を委託してはいけないというのはわかりますが、例えば個別業務そのものを幾つか、駐車場とか維持業務とかがありますけれども、維持業務をそのまま委託してはいけませんということをご指摘されているのでしょうか。

○三村所長 例えばジョイントでお仕事をされる場合、レストラン部門はA社さん、駐車場分はB社さんということは当然にあり得べしだと思っておりますので、さらに会計がいろいろ分かれたりしますので、パートごとにそこを委託の細かい切り分けでやってしまうと、1社で全部回せる会社以外は入れないということになりますので、そこはやはりまずかろうと。

ただ、問題は1つの会社さんが受けた上で、それを丸々出してしまうということだと考えてございますので、そういう意味ではまさに全部であって、パートパートの業務を分けて、それを一括で出したらいかぬというところは、私どもとしては持ってはいません。

○尾花副主査 わかりました。そうすると、例えばただの思いつきですけれども、再委託の上限額や割合限度額は現状定めておりませぬ。ただし、本要項の記載のとおり全部を一括して再委託をしてはならないという趣旨を鑑み御検討くださいみたいな書き方のほうが、受取側としてはわかりやすいように思います。御検討いただければと思います。

○三村所長 ありがとうございます。

○小林主査 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、新宿御苑の維持管理業務の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきますと思いますが、今、いろいろ出ました意見で一番のあれは、上旬とか初

旬とかの書きぶりです。それをもうちょっと明確な形で御検討の上、修正いただきたいということです。

あとは、先ほど出た意見に対する回答ぶりのところを修正いただくということですね。

それでは、ただいまの点を事務局と検討していただきまして、その結果を各委員にフィードバックしていただいて、それを確認して、その上で本実施要項（案）については、確認をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いします。

委員の先生方におかれましては、きょう確認していただくべきことがございますけれども、それを確認していただき、そのほかにも確認したい事項等がございましたら事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員に結果を送付していただきます。

環境省におかれましては、まだ若干検討していただく部分がありますけれども、それをよろしくお願ひしたいということ、本実施要項（案）に沿って、競争が働きますように、適切に事業を実施していただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

本日はありがとうございました。